

| 随意契約の状況  |                                    | 担 当 課 : 保健福祉課              |  |  |
|--|------------------------------------|----------------------------|--|--|
|  |                                    | 契 約 日 : 令和8年7月1日           |  |  |
| 件名   | 契約の概要                              | 契約期間                       | 契約の相手方   | 契約金額(円)<br>税込(税抜)  |
| 令和8年度健康診断(がん検診等)業務   | 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(がん検診等)を実施する。 | 令和8年7月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 函館市本町33番2号<br>社会福祉法人函館厚生院<br>函館中央病院<br>病院長 金山 雅弘 | 1件あたり<br>肺がん検診<br>胸部エックス線検査<br>1,870(1,700)<br>胃がん検診<br>6,050(5,500)<br>大腸がん検診<br>1,760(1,600)<br>肝炎ウイルス検査<br>2,750(2,500) |
| 随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由   |                                    |                            |  |  |
| <p>がん検診を実施するにあたっては、がんの予防及び早期発見を目的としており、高い検診精度が求められる。また、受診率向上や町民の利便性向上の観点から、多くの町民の検診を実施する体制(集団検診)が確立されていることも必要であり、受託業者は、多くの自治体でのがん検診における受託実績を有し、かつ、これまでの八雲町における受託の実績から、当該業務に求める要件を満たしているといえる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、当該随意契約を行ったものである。</p> |                                    |                            |  |  |